

令和8年度 南魚沼市部活動地域展開について

南魚沼市部活動地域展開担当

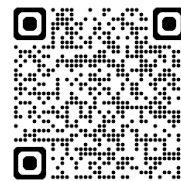
1 改革推進期間(R5～R7)における南魚沼市の取組の成果

- (1) 認定制度が導入され、**認定地域クラブ活動への優遇措置**が制度化されました。
優遇措置とは、活動場所の確保、補助金の支給、部活動支援バスの利用などです。
- (2) **学校部活動単位のクラブ化など30の認定地域クラブ活動が発足** (R8.4 発足含)
市内4中学校のすべての部活動について、休日の活動環境を整備しました。
- (3) 休日の部活動地域展開(地域移行)がほぼ完了しました
令和8年度は、下記のとおり「改革実行期間」の始まりであり、
3(1)「R8年度の取組」からのスタートです！
*市ホームページに「部活動改革だより第10号」が掲載されました。
右二次元コードよりご覧いただけます。



2 国の動向

下記は昨年12月に出された、「**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン**」の概要(主な内容)からの抜粋です。(右二次元コードからご覧いただけます)



		【中間評価】	
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」 (前期)	令和11年度～13年度 「改革実行期間」 (後期)
取組方針	休日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)	
	平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証) ※学校部活動をベースとした地域との連携など、 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要	
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、 国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み を構築		
	【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援 (財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 <u>活動時間 (平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日 (週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制 (日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携</u>		

* 認定制度の主な要件には、活動時間や休養日など部活動のガイドラインと同じ基準となっているものもあります。学校との連携も大切な認定要件の一つです。

3 改革実行期間(R8～13 年度):平日の部活動の地域展開へ

(1)R8年度の取組

「休日の部活動は実施しない。ただし、特例を認める。」

特例：休日に行われる中体連等が主催する公式大会への参加
駅伝の試走 吹奏楽のホール練習やイベント参加

①休日の部活動地域展開に伴う様々な課題への対応

休日の部活動が実施されないことや、認定地域クラブの活動等で生まれる課題へ対応し解消していきます。

②平日の部活動地域展開に向けた推進計画の策定

R8年度より始まる「改革実行期間」6年間の道しるべとなる推進計画を策定し、具体的な取組事項を検討していきます。

(2)R9年度以降の方向性（あくまでもイメージ 推進計画がまだなので…）

①中学校部活動の縮小化

- ・活動日、活動時間の減少
- ・大会参加の制限(可能な限りクラブ参加で)
- ・特例の解消(特例を課題と捉えて)
- ・教職員の兼職兼業(任意) など

②認定地域クラブ活動の体制の充実

③連盟や協会、行政の支援体制の強化

部活動及び認定地域クラブ活動へ積極的な参加を！

中学生期において、学習や学校行事等以外での貴重な経験となります。

認定地域クラブ活動では…

部活動の教育的意義を継承・発展

- ・自主性・協調性・責任感・連帯感などの育成
- ・自己の力の確認、努力による達成感や充実感
- ・互いに競い、励まし、協力することで生まれる友情。異学年交流

新たな価値の創出

- ・学校等の垣根を越えた仲間
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・専門性を備えた指導者による良質な指導

それは学力向上の基盤 いわゆる生きる力

* 認定地域クラブに参加することは、保護者として会費などの金銭的負担や送迎などの負担は増えますが、子どもたちの成長のために、子どもたちの活動や貴重な経験を、見守り、寄り添い、支えていきましょう！